

平成 26 年 11 月 21 日

子育て支援課

## 福島県子ども・子育て支援事業支援計画(骨子案)

### 1 計画の基本理念(任意)

- (1) 計画の基本理念
  - ① 計画策定の趣旨
  - ② 計画の性格・位置付け
  - ③ 計画期間(5年。平成27～31年)
  - ④ 計画の対象
- (2) 子どもを取り巻く状況
  - ① 子ども・子育て新制度導入の背景  
(子どもの育ち及び子育てをめぐる環境)
- (3) 計画の基本的考え方  
基本目標

### 2 県設定区域の設定(法必須事項)

県区域の設定について、「市町村区域」による設定としたい。

※市町村区域以外の設定とすると、需給調整をする際に市町村の需給バランスではなく、県の計画が優先され支障が生じるため。

### 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項(法必須事項)

- (1) 各年度における県の設定区域ごとの教育・保育の量の見込み
- (2) 各年度における県の設定区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
- (3) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等
  - ① 認定区分ごとの教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - ② 県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

### 4 子ども・子育て給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項(法必須事項)

- 5 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項  
(法必須事項)
- 6 市町村の区域を越えた広域的な見地から行う調整 (任意)
- 7 教育・保育情報の公表 (任意)
- 8 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携  
(法必須事項)
  - (1) 児童虐待防止対策の充実 (児童家庭課)
  - (2) 社会的養護体制の充実 (児童家庭課)
  - (3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 (児童家庭課)
  - (4) 障がい児施策の充実等 (障がい福祉課)
- 9 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (任意)
  - (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
  - (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備  
※夢プランに記載している内容であるため、削除予定。
- 10 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価 (任意)